

# 山梨県公報

第千六百三十七号

平成十八年

二月二日

木曜日

## 目次

告示

- 広域連合の規約の変更の届出……………四三
- 道路の区域変更(三件)……………四三
- 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議(二件)……………四四
- 河川予定地の指定……………四五
- 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………四五
- 土地改良事業計画の適当決定……………四五

公告

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………四五
- 公安委員会……………四五
- 落札者等の決定について……………四六

## 告示

### 山梨県告示第五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第三項の規定により、山梨県東部広域連合長から平成十七年十二月二十六日から経費の支弁の変更に伴い規約を変更する旨の届出があった。

平成十八年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一軒茶屋荊沢線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南アルプス市大字古市場字宮東一五番地 先から 南アルプス市大字古市場字住吉三三〇番地 先まで		六・五	六・五	八・〇	一三六・〇
		一〇・六	一三六・〇		

### 山梨県告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十八年二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延本栖線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
南巨摩郡身延町大字北川字上之原二四一番 の一地先から 南巨摩郡身延町大字中之倉字川平三三六番 の一地先まで		五・五	五・五	五八・〇	五六〇五・五
		六・〇	六・〇		
南巨摩郡身延町大字古関字大川四四二番 の一地先から 南巨摩郡身延町大字古関字大日向一九六一 番の四地先まで		九・六	九・六	一八六・五	四四〇三・五
		一八六・五	一八六・五		

南巨摩郡身延町大字中之倉字川平三三三番の一地先まで

**山梨県告示第六十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字船津字上ノ段三七七番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字船津字上ノ段三七五三番の一地先まで	一五・二 二五・五	一一・五 二七・〇		一〇〇・〇

**山梨県告示第六十一号**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 浅利川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 東八代郡豊富村大字浅利字七蔵二千二百十六の四番地先から東八代郡豊富村大字浅利字七蔵二千二百十六の六番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 豊富村長 萩原幸男
- 2 住所 東八代郡豊富村大鳥居三千八百六十六番地

**五 管理の内容**

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

- 六 管理の期間 平成十八年二月二日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

**山梨県告示第六十二号**

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 大森川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 東八代郡豊富村大字大鳥居字長鞍四千五百九十九の十四番地先から東八代郡豊富村大字浅利字七蔵二千二百十六の四番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 豊富村長 萩原幸男
  - 2 住所 東八代郡豊富村大鳥居三千八百六十六番地
- 五 管理の内容
  - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十八年二月二日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで



- 一 南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇八の一〇六、五〇八の八二六、五〇八の八二七、五〇八の八二八、五〇八の八二九、五〇八の八三〇、五〇八の八三一、五〇八の八三二、五〇八の八三三、五〇八の八三四、五〇八の八三五、五〇八の八三六、五〇八の八三七、五〇八の八三八、五〇八の八三九及び五〇八の八四〇の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南都留郡山中湖村平野五百六番地七百四号 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川和男

## 公安委員会

● 落札者等の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十八年二月二日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
通信指令システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県警察本部生活安全部地域課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十七年十二月二十日
- 四 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
- 五 落札金額  
一億六千四百四十三万四千六百六十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十七年十一月十日